

具体的な輸入業者が受ける影響と対処方針

令和5年10月
国税庁

具体的な輸入業者が受ける影響と対処方針

- 1 有機JAS制度への移行後の輸入ワイン等に係る有機表示
- 2 JAS法における有機酒類の表示例
- 3 輸入酒類を取り扱う事業者が安心してJAS認証を受けることができる環境の整備
- 4 (参考)有機加工食品(酒類を含む)の認証を行う登録
認証機関一覧

有機JAS制度への移行後の輸入ワイン等に係る有機表示

①「有機」又は「ORGANIC」といった有機表示のある輸入ワイン等の場合



国税庁告示による取り扱い

日本と同等の制度を有する国から輸入する酒類については、「有機」又は「ORGANIC」といった有機表示を行い、流通することが可能。

製造国と同等性の承認あり

「有機」又は「ORGANIC」といった有機表示をする場合には、次のいずれかの措置を行う必要がある。

①輸入酒類の製造者が、製造段階において有機JASの認証を受け、有機JASマークを表示する。

②輸入事業者が登録認証機関の認証を受け、輸入段階において有機JASマークを表示する。

※「有機」又は「ORGANIC」の表示を削除することでも流通可能。

製造国と同等性の承認なし

「有機」又は「ORGANIC」の表示をする場合には、輸入酒類の製造者が、製造段階において有機JASの認証を受け、有機JASマークを表示する必要がある。

※「有機」又は「ORGANIC」の表示を削除することでも流通可能。

有機JAS制度への移行後の輸入ワイン等に係る有機表示

②有機表示及びJASマークの表示のある輸入ワイン等の場合



国税庁告示による取り扱い

有機表示については①のとおり。
有機JASマークについては、酒類はJAS制度の対象外であったため、表示してはいけなかった。

製造国と同等性の承認あり

海外の製造者が製造段階において有機JASの認証を受けている場合、有機JASマークの表示をした上で、輸入、日本国内での流通が可能。
また、登録認証機関の認証を受けた輸入業者が、輸入前に海外の製造者に有機JASマークの貼付を委託した場合も、輸入、日本国内での流通が可能。

製造国と同等性の承認なし

海外の製造者が製造段階において有機JASの認証を受けている場合、有機JASマークの表示をした上で、輸入、日本国内での流通が可能。

有機JAS制度への移行後の輸入ワイン等に係る有機表示

③海外における有機認証マークの表示のある輸入ワイン等の場合



国税庁告示による取り扱い

輸入酒類の製造者が製造段階において、当該国における有機制度の認証を受けていれば、海外における有機認証マークの表示のある酒類の輸入と日本国内での流通が可能。

製造国と同等性の承認あり

海外における有機認証マークの表示が可能。

※消費者の適切な商品選択の観点から、可能な限り登録認証機関における認証を受けた上で、有機JASマークを表示することが望ましい。

製造国と同等性の承認なし

海外における有機認証マークの表示が可能。

有機JAS制度への移行後の輸入ワイン等に係る有機表示

④ 有機表示及び海外における有機認証マークのある輸入ワイン等の場合



国税庁告示による取り扱い

輸入酒類の製造者が製造段階において、当該国における有機制度の認証を受けていれば、海外における有機認証マーク及び有機表示のある酒類の輸入と日本国内での流通が可能。

製造国と同等性の承認あり

海外における有機認証マークの表示が可能。
ただし、「有機」又は「ORGANIC」といった有機表示をする場合には、次のいずれかの措置を行う必要がある。

- ① 輸入酒類の製造者が、製造段階において有機JASの認証を受け、有機JASマークを表示する。
- ② 輸入事業者が登録認証機関の認証を受け、輸入段階において有機JASマークを表示する。

※「有機」又は「ORGANIC」の表示を削除することでも流通可能。

製造国と同等性の承認なし

海外における有機認証マークの表示が可能。
ただし、「有機」又は「ORGANIC」の表示をする場合には、輸入酒類の製造者が、製造段階において有機JASの認証を受け、有機JASマークを表示する必要がある。

※「有機」又は「ORGANIC」の表示を削除することでも流通可能。

有機JAS制度への移行後の輸入ワイン等に係る有機表示

⑤ 有機表示、JASマーク及び海外における有機認証マークのある輸入ワイン等の場合



国税庁告示による取り扱い

有機JASマークについては、②のとおり、表示してはいけなかった。有機表示及び海外における有機認証マークについては④のとおり当該国の有機制度の認証を受けていれば、輸入と日本国内での流通が可能。

製造国と同等性の承認あり

海外の製造者が製造段階において有機JASの認証を受けている場合、有機JASマークの表示をした上で、輸入、日本国内での流通が可能。

また、登録認証機関の認証を受けた輸入業者が、輸入前に海外の製造者に有機JASマークの貼付を委託した場合も、輸入、日本国内での流通が可能。

海外における有機認証マークの表示も可能。

製造国と同等性の承認なし

海外の製造者が製造段階において有機JASの認証を受けている場合、有機JASマークの表示ができることから、輸入、日本国内での流通が可能。

海外における有機認証マークの表示も可能。

JAS法における有機酒類の表示例

お酒は二十歳になってから



認証機関名
認証番号

品目 清酒
原材料名
有機米（国産）、有機米こうじ（国産米）
精米歩合 60%
製造者
△△酒造株式会社 ○○県○○市○
内容量 360ml
アルコール分
15度以上16度未満
製造年月 令和5年10月

〇〇正宗

有機純米吟醸酒

【製造等の要件】

（原材料）

有機JAS格付の有機農産物等を95%以上使用

（添加物）

有機JAS規格別表1-2に定める添加物であって製造に必要な最小限度量

（製造工程管理）

有機加工食品の日本農林規格に定める製造の方法

JAS法における有機酒類の表示例

【表ラベル】

ORGANIC WINE
〇〇WINERY

【裏ラベル】

名称 有機ワイン
品目 果実酒
輸入者 国税株式会社
所在地・引取先 東京都千代田区霞が関3-1-1
内容量 750ml
アルコール分 12%
原産国名 カナダ

お酒は二十歳になってから



認証機関名
認証番号

【製造等の要件】

（原材料）

有機JAS格付の有機農産物等を95%以上使用

（添加物）

有機JAS規格別表1-2に定める添加物であって製造に必要な最小限量

（製造工程管理）

有機加工食品の日本農林規格に定める製造の方法

輸入酒類を取り扱う事業者が安心してJAS認証を受けられることができる環境の整備

輸入事業者が安心してJAS認証を受けるとは、**JAS制度自体が、商品を選択する消費者のみならず、有機酒類を取り扱う事業者にとっても信頼性が確保された制度であることが重要**

JAS制度の信頼性の確保に向けて

- 適切な制度運用・取り締まりの実施
例：国税庁で実施する市販酒の買上調査

【参考】罰則規定

輸入業者が、「有機」、「ORGANIC」又はこれと紛らわしい表示があり、JASマークが付されていない輸入した商品を販売し、販売の委託をし、又は販売のために陳列を行った場合で、これについて主務大臣が除去命令を行った際、この命令に違反した場合（JAS法63条3項、64条）

⇒ **一年以下の懲役又は百万円以下の罰金（JAS法78条）**



JAS法の順守による信頼性の担保

消費者が安心して有機酒類を選択することができる市場の確立
輸入酒類を取り扱う事業者が表示するJASマークへの信頼性を確保

(参考)有機加工食品(酒類を含む)の認証を行う登録認証機関一覧

この一覧は、有機JASの登録認証機関のうち、有機加工食品(酒類を含む)の輸入業者の認証を行う機関です。

各認証機関の自己PRや料金目安については農林水産省HP(https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuki_kikan.html)にも掲載しておりますので、登録認証機関の選択にご活用ください。

登録認証機関一覧

株式会社オーガニック認定機構	特定非営利活動法人有機農業認証協会
特定非営利活動法人兵庫県有機農業研究会HOAS	海外貨物検査株式会社
株式会社アフラス認証センター	公益財団法人北農会
特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会	特定非営利活動法人エイサック
特定非営利活動法人日本オーガニックアンドナチュラルフーズ協会	株式会社ACCIS
エコサート・ジャパン株式会社	一般社団法人オーガニック認証センター
ビューローベリタスジャパン株式会社	一般社団法人日本農林規格認証アライアンス
一般財団法人日本食品分析センター	株式会社エコデザイン認証センター